

北九州市の文化財を守る会

会報

No. 43 58. 5. 1

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目7-2
森 鷗 外 旧 居 内
電話 531-1604
振替口座番号 福岡 9 393

印刷 鑑 文 信 堂 印刷 所
北九州市小倉北区金田2丁目
電話 561-4981

バスによる文化財めぐり

第二十六回バスによる文化財めぐりは、遠賀川沿いに発展した古代遺跡、文化を中心に探訪することになりました。北九州市の最寄りの地にこの様な貴重な遺跡遺物があり、保存されていることを次のように興味深く歴訪します。
日時 五月二十二日(日)雨天決行
参加資格 本会会員
参加料 一人につき 三千八百円
募集人員 四十五人(先着順)
締切日 五月十五日
申込方法 参加料を添え事務局まで(電話での予約も可、ただし参加料は締切日までには必ず納入のこと)
※申込先は 小倉北区鍛冶町一丁目 森鷗外旧居内 五三一―一六〇四
集合場所 若松区役所 午前八時三十分
小倉駅北口 午前八時四十五分
出発時間 九州厚生年金病院前(玄関側) 午前九時十分
昼 食 飯塚市歴史資料館で約二十分(弁当、水筒持参のこと)
帰 着 小倉駅北口 午後六時三十分予定
講師 飯塚市歴史資料館
館 長 児島隆人氏
北九州市埋蔵文化財センター
調査員 谷口俊治氏

主な見学先

内ヶ磯窯跡出土品展示室
高取焼は始祖高取八山が鷹取山のふもと永満寺宅間に窯を築き、その後頼野内ヶ磯に窯を移した。このころから高取焼として一番充実した時期といわれた。この窯跡
鹿毛馬神籠石 頼田町鹿毛馬の標高八十メートルに足りない山地をとり入れて二・二キロにわたって列石が巡らされ、列石内に水田

会費二千元に値上を事務所の變更を決める

昭和五十八年度総会

去る四月九日午後二時から小倉北区ひびき荘で、昭和五十八年度総会が開かれました。加瀬会長の開会あいさつがあったあと、議長に米津副会長を選挙で議事に入りました。まず会費値上げや事務所変更を盛り込んだ会則の一部改正案について諮られ、審議の結果、原案のとおり可決されました。ついで昭和五十七年度決算報告及び同事業報告があり、監査報告のあと承認されました。次に昭和五十八年度予算案及び同事業計画案が審議され、原案のとおり可決されました。最後に任期満了に伴う役員選出が行われました。会長に加瀬康作氏を万場一致で再選し、副会長以下の役員については、新会長から委嘱されました。審議終了後、米津三郎氏から「北九州の歴史と文化」について講演が行われました。

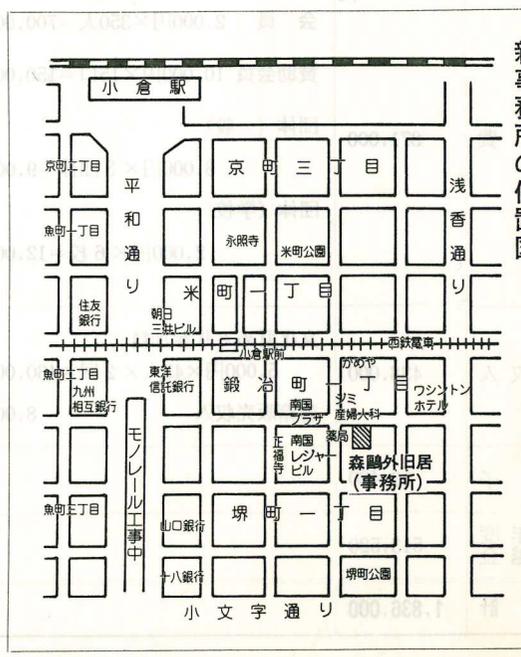
会則改正の主なもの

昭和五十八年四月一日から次のように改められました。
一般会員 年額 二千元
団体(学校) 年額 二千元
事務所の新住所
小倉北区鍛冶町一丁目七-二
森鷗外旧居内
電話五三一―一六〇四



新事務所での事務は五月一日からです。ただし毎週月曜日と祭日は休日となります。

新事務所の位置図



人の墓もある。館外に川體の現物と山鹿城二の丸にあった中世墓が復原されている。

事務局だより

◇会報第四十三号をお届けします。今回は総会関係の記事にとどめましたので事務局が担当しました。
◇次回は小倉南支部の担当で、八月一日の発行予定です。
◇本号でバスハイイクの参加者を募集していますが、本年度から事務所が変更しましたので、申込先などにご注意ください。

昭和58年度事業計画

- ・会報の発行(年4回)
No.43 4頁 5月1日 事務局
No.44 8頁 8月1日 小倉南支部
No.45 8頁 10月1日 小倉北支部
No.46 8頁 2月1日 門司支部
・バスによる文化財めぐり
第26回 5月22日 若松支部
第27回 10月末 小倉北支部
・文化財保護強調週間協賛行事
11月1日~7日
・文化財防火デー参加 1月26日

新役員

Table listing the new board members and their names, organized by position such as Chairman, Vice-Chairman, and various branches.

### 昭和57年度決算報告

### 北九州市の文化財を守る会会則

- 第1条(名称) 本会は「北九州市の文化財を守る会」という。
- 第2条(事務所) 本会の事務所は、北九州市小倉北区鍛冶町一丁目7番2号 森 鷗外旧居内に置く。
- 第3条(目的) 本会は北九州市内に所在する文化財を文化財保護法の精神にのっとり、その保存と活用が適切に行なわれるよう推進することを目的とする。
- 第4条(事業) 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。  
 (1) 文化財の保存、保護に必要な事業  
 (2) 文化財の理解を深めるための啓蒙運動  
 (3) 地域の愛護団体の育成  
 (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条(組織機構) 本会は文化財に関心を持ち、本会に入会した会員をもって組織する。  
 2 本会は各区に支部を設ける。
- 第6条(会員) 本会の会員は、「会員」、「賛助会員」および「団体会員」とする。
- 第7条(会費) 本会の会員は、次の会費を負担する。  
 (1) 会員 年額 2,000円  
 (2) 賛助会員 年額 1口 10,000円  
 (3) 団体会員 年額 3,000円  
 但し学校関係に限り 年額 2,000円
- 第8条(役員) 本会に次の役員を置く。  
 (1) 会長 1名 (3) 支部長 各区1名 (5) 理事 若干名 (7) 事務長 1名  
 (2) 副会長 2名 (4) 常任理事 若干名 (6) 監事 2名 (8) 会計 1名  
 2 役員は任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。  
 3 補欠役員は、前任者の残任期間とする。
- 第9条(役員選出) 会長は、総会において選出する。  
 2 副会長、支部長、常任理事、理事および監事は会長が会員の中から委嘱する。  
 3 事務長は、会長が常任理事の中から委嘱する。  
 4 会計は理事会にはかり、会長が委嘱する。
- 第10条(役員職務) 会長は会務を総理し、本会を代表する。  
 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。  
 3 支部長は支部を代表し、常任理事および理事とともに本会の事業の運営に当る。  
 4 常任理事および理事は、本会の事業の運営に当る。  
 5 監事は、本会の会計を監査する。  
 6 事務長は、本会の諸会議で決定した事項を執行し、日常の業務を処理する。  
 7 会計は、本会の会計事務に当る。
- 第11条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。  
 2 顧問は理事会にはかり、会長が委嘱する。
- 第12条(会議) 本会に次の会議を設ける。  
 (1) 常任理事会 (2) 理事会 (3) 総会
- 第13条(会議の招集) 本会の常任理事会および理事会は必要に応じ、会長が招集する。  
 2 総会は会長が理事会に諮り、年一回以上これを招集する。
- 第14条(会計) 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。  
 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第15条(会則の変更) 会則の変更は理事会で審議し、総会で承認を得るものとする。
- 第16条(委任) この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。
- 付則1 この会則は、昭和46年1月16日から施行する。  
 1 この会則は、昭和49年4月1日から施行する。  
 1 この会則は、昭和50年4月1日から施行する。  
 1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

収入の部				支出の部			
予算額	決算額			予算額	決算額		
費目	金額	金額	明細	費目	金額	金額	明細
会費	713,000	620,000	会員 1,000円×440人=440,000円	報償費	120,000	100,000	文化財めぐり講師謝金 2人 30,000
			賛助会員 10,000円×16口=160,000円				〃 世話人謝金 3人 30,000
			団体(一般) 3,000円×3団体=9,000円				会報作成謝金 4回 40,000
			団体(学校) 1,000円×11校=11,000円				旅費 5,000
雑収入	400,000	349,700	文化財めぐり参加料 344,100円	需用費	470,000	437,235	文具費 5,775
			書籍販売収入 5,600円				食糧費 12,460
利子	11,918	17,938		印刷費 419,000	役務費 160,000	133,030	通信費(切手代) 133,030
前年度繰越金	555,082	555,082		使用料及び借上料 270,000	244,940	244,940	バス借上料 210,000
				事務局費 120,000	107,485	107,485	会場使用料その他 34,940
				予備費 535,000	0	0	委託料及び賃金 107,485
合計	1,680,000	1,542,720		合計	1,680,000	1,029,200	

差引残高 513,520円

### 昭和58年度予算

収入の部				支出の部			
費目	金額	明細		費目	金額	明細	
会費	871,000	700,000	会員 2,000円×350人=700,000	報償費	120,000	40,000	会報作成謝金 10,000円×4回=40,000
			賛助会員 10,000円×15口=150,000				バスハイク講師謝金 15,000円×2人=30,000
			団体(一般) 3,000円×3団体=9,000				〃 世話人謝金 10,000円×4人=40,000
			団体(学校) 2,000円×6校=12,000				その他謝金 10,000
雑収入	438,000	430,000	文化財めぐり参加料 5,000円×43人×2回=430,000	旅費	10,000	10,000	事務連絡旅費 10,000
			書籍販売収入 8,000				需用費
利子	13,480			印刷費 450,000	役務費 174,000	150,000	切手代 150,000
前年度繰越金	513,520			資料作成費 20,000	使用料及び借上料 330,000	24,000	電話料 24,000
				賃金 180,000	事務局費 180,000	180,000	バス借上料 300,000
				予備費 492,000	予備費 492,000	0	その他 30,000
合計	1,836,000			合計	1,836,000		